宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	1人	平成28年4月1日
前橋地方法務局	本局管内　前橋市	1人	平成28年4月1日
新潟地方法務局	本局管内　新潟市中央区 長岡支局管内　長岡市	1人 1人	平成28年4月1日 平成28年4月1日
大津地方法務局	本局管内　大津市	1人	平成28年5月1日
神戸地方法務局	姫路支局管内　姫路市	1人	平成28年7月25日
津地方法務局	本局管内　津市	1人	平成28年4月1日
金沢地方法務局	本局管内　金沢市 本局管内　金沢市	1人 1人	平成28年4月1日 平成28年5月1日
広島法務局	本局管内　広島市中区	1人	平成28年4月1日
岡山地方法務局	本局管内　岡山市北区	1人	平成28年5月20日
福岡法務局	北九州支局管内　北九州市八幡西区	1人	平成28年5月1日
長崎地方法務局	本局管内　長崎市	1人	平成28年4月1日
大分地方法務局	本局管内　大分市	1人	平成28年8月1日
熊本地方法務局	本局管内　熊本市中央区	1人	平成28年4月1日
宮崎地方法務局	本局管内　宮崎市	1人	平成28年4月1日
那覇地方法務局	本局管内　那覇市	2人	平成28年4月1日
福島地方法務局	本局管内　福島市	1人	平成28年5月1日
山形地方法務局	本局管内　山形市	1人	平成28年5月1日
盛岡地方法務局	本局管内　盛岡市	1人	平成28年4月1日
秋田地方法務局	本局管内　秋田市	1人	平成28年4月1日
青森地方法務局	本局管内　青森市	1人	平成28年4月1日
札幌法務局	本局管内　札幌市中央区 本局管内　札幌市中央区	1人 1人	平成28年5月1日 平成28年7月31日
高知地方法務局	本局管内　高知市	1人	平成28年4月1日

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年11月5日　静岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　静岡地方検察庁　平成27年第1号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成27年11月5日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成25年12月頃から平成26年10月30日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

高田浩司が、無許可で貸金業（後記4⑴、⑵を参照）を営み、それぞれの被害者に対し、法定利息を超えた金利及び元本等を指定する銀行口座（同4⑶を参照）に振込入金させて金銭の交付を受けた行為

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

⑴　被告人が支給対象犯罪行為において使用した主な氏名

高田（タカダ）

高田浩司（タカダ　コウジ）

コウジ

⑵　被告人が支給対象犯罪行為において使用した主な偽名

特になし

⑶　被害者に振込入金させるために使用された銀行口座のうち、検察官が既に把握している口座

銀行（支店）名、口座名義、口座番号（記号番号）の順に記載

ゆうちょ銀行　小澤　高浩　12340―54051891

ゆうちょ銀行　高田　浩司　14050―17146111

ゆうちょ銀行　増山　美沙　12330―17913561

りそな銀行　八尾支店　高田　浩司　0027802

焼津信用金庫　田中支店　高田　浩司　0165155

みずほ銀行　静岡支店　久万川浩司　2110030

⑷　主な犯行態様

ア　被害者が知人等を介して犯人を紹介され、直接あるいは電話で借入れを申し込む。

イ　現金を直接交付又は被害者の口座に振込入金する方法で貸付けを行う。

ウ　犯人が指定した銀行口座に、法定利息を超えた金利及び元本等を振込入金させる。

エ　振り込まれた現金を犯人が引き出して手に入れる。

5　開始決定の時における給付資金の額

金461万5,000円

6　支給申請期間

平成27年11月5日から同年12月18日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　静岡地方裁判所

⑵　被告人氏名　高田　浩司

⑶　裁判年月日　平成27年5月12日

⑷　確定年月日　平成27年5月28日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、無許可で貸金業を営み、被害者から法定利息を超えた金利及び元本等の支払いを受けるに当たり、その支払金を他人名義の口座に振込入金させて犯罪収益の取得につき事実を仮装しようと企て、平成26年1月6日から同年10月30日までの間、前後80回にわたり、被害者をして、被告人が管理する借名口座であるゆうちょ銀行に開設された小澤高浩名義の普通貯金口座に現金合計461万5,000円を振込入金させてこれを預け入れ、もって犯罪収益の取得につき事実仮装したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反